

連しており、茨城労働は、「今後、損傷家屋根工事が本格化するほ年末に向けて道路や河橋梁などの公共工事のも集中する」と労災多懸念している。労働局基署による監督指導もする方針だ。

墜落災害をストップ！ 水戸では安全宣言運動

特に建設業の労働災害増加が顕著な水戸労働基準監督署（関真人署長）では、建災防茨城県支部水戸・大田・大宮・大子分会と協力し、「建設業墜落災害ストップ！労働災害撲滅運動」を展開中だ。運動期間は今年10月から来年1月31日までで、運動のなかでは、会社代表者や現場所長の安全宣言活動を実施している。

宣言は、墜落・転落災害撲滅に向けた取組み事項を記載した紙を工事現場に掲示し、全員で確認して対策を強化するというもの。具体的手法として、「高所作業時に安全な作業床を設置し、手すり・中さん・幅木を設ける」「作業床が設けられない場合、必ず安全帯を使用する」などを示している。

震災復旧工事の影響もあ

安全性向上へ 改善事例発表

全建

全国建設業協会は11月24日、経団連会館（東京・千代田区）で平成23年度技術研究発表会を開いた。会場では100事例の応募の中から選ばれた安全や施工方法の改善に関する12事例が発表された。

審査委員長を務めた渡邊勇雄土木委員長は「技術の向上にはたゆまぬ努力が重要。発表を参考にして、各現場の工事に生かして欲しい」と挨拶。安全衛生の関



係では、普段は施工の妨げになる地下からの湧水を、作業場所の温度低下に活用して熱中症を予防した山形建設（株）や、法面親綱の安全性向上として、ロープ止めクリップで外れ防止を図った林建設（株）が取組みを説明した。

り、今後も危険な作業での災害増加を懸念している。安全宣言を広めることで安全衛生意識の高揚を図るのが狙いだ。

化学物質管理で 性能要件導入へ 厚労省

厚生労働省の「リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会」は、管理濃度が規定値以下に下がっているかどうかを見る「性能要件」の考え方も認めていくことを提言している。

例えば、有害物の発散抑制措置は現在の規則上では、局所排気かプッシュプ

ル型の換気装置に限定して詳細な要件を定めている。性能要件の考え方では、局排以外の装置であっても、ばく露が防げているならばその他の措置でも認められる。

局排以外の装置としては、全体換気と移動式の局排を組み合わせたものや、光触媒を使った技術などが考えられるという。

対象となる物質は、有機機則で規定する「有機溶剤（第三種有機溶剤を除く）」と特定化学物質障害予防規則の第二類物質、鉛。局排など以外の発散抑制方法を導入する際には、労基署へ申請して許可を得ることと